

第 3 章 規約等

日本海洋少年団連盟規約

平成25年3月19日理事会決定

平成30年3月13日理事会決定

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本海洋少年団連盟(以下「本連盟」という。)が行う海洋少年団運動は、公益社団法人日本海洋少年団連盟定款(以下「定款」という。)に定めるもののほか、この規約によるものとする。

2 この規約の用語の例は、定款、日本海洋少年団連盟の会員に関する規則及びこの規約の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 海洋少年団運動は、「ちかい」及び「やくそく」の実践を基盤とし、定款第3条の目的を達成するため、本連盟が定める指導要領により、一貫したプログラムに基づいて訓練、研修等を行うことを基本方針とする。

(ちかい)

第3条 本連盟の「ちかい」は、次のとおりとする。

- (1) 海のような広い心で団結し、すべての人を友とします。
- (2) からだをきたえ心をやしない、りっぱな海の子になります。

(やくそく)

第4条 本連盟の「やくそく」は、次のとおりとする。

- (1) 海洋少年団員は、名誉をおもんじます。
- (2) 海洋少年団員は、誠実です。
- (3) 海洋少年団員は、人を助け親切です。
- (4) 海洋少年団員は、礼儀を正しくします。
- (5) 海洋少年団員は、進んで規律をまもります。
- (6) 海洋少年団員は、約束をまもります。
- (7) 海洋少年団員は、節約します。
- (8) 海洋少年団員は、ほがらかで何事にも積極的です。
- (9) 海洋少年団員は、清潔整頓につとめます。
- (10) 海洋少年団員は、常に感謝を忘れません。

(ミッション)

第5条 本連盟のミッションは、「海に親しむ海洋少年団運動を通じて、社会に貢献し、国際性が豊かで、各分野でリーダーとして活躍できる人材を育成します。」とする。

(モットー)

第6条 本連盟のモットーは、「海に親しみ、海に学び、海に鍛える」とする。

(権利義務)

第7条 単位団並びに県連盟及び地区連盟（以下、県連盟及び地区連盟を「地区連盟等」という。）は、定款に定める第1号正会員としての権利と義務を負うものとする。

(運動の推進)

第8条 単位団及び地区連盟等は、本連盟の定める諸規定を遵守し、その組織の発展に尽くすとともに、本連盟が定める方針に基づき、海洋少年団運動の推進に努めなければならない。

(公益活動)

第9条 単位団及び地区連盟等は、その地区の青少年に対して海洋・海事思想の普及を図るとともに、地域貢献活動等を通じてその地域の公益の増進に寄与するものとする。

(指導要領)

第10条 単位団及び地区連盟等は、指導要領に基づき訓練、研修等を行い、青少年の健全な心身の育成を図るものとする。

2 本連盟の指導要領並びに訓練、研修及びこれに係る機材に関する細目は、本連盟の会長（以下「本連盟会長」という。）が別に定める。

第2章 組織

第1節 構成員

(構成員)

第11条 単位団の構成員は団会員、地区連盟等の構成員は地区連盟等会員とする。

2 単位団及び地区連盟等の名誉職、顧問、名誉会員等は、それぞれの組織の構成員とする。

(団会員)

第12条 団会員は、団員、団役員、支援会会員及び支援者とする。

2 団員は、幼稚園年少組から高等学校3年生(同年齢の者を含む。以下同じ。)までの青少年とする。

3 団役員は、単位団の長（以下「団長」という。）、団員の保護育成、指導等に当たる者、事務職員等であって、満19歳以上の者とする。

4 支援会会員は、OB会、保護者会、後援会、賛助会等の支援団体に所属する会員とする。

5 支援者は、前項の会員以外であって団活動を支援する個人又は団体とする。

(地区連盟等会員)

第13条 地区連盟等会員は、地区連盟等の長（以下「地区連盟等会長」という。）、地区連盟等役員、事務局長及び事務職員であつて、満20歳以上の者とする。

2 前条第4項及び第5項の規定については、支援団体等のある地区連盟等に準用する。

第2節 単位団等

(単位団の要件)

第14条 単位団の要件は、概ね次の各号を備えるものとする。

(1) 第12条に定める団会員の構成を満たしていること。

(2) 本連盟の認定を受けた指導者がいること。

(3) 学校又は行政区域を範囲として組織されていること。

2 団長は、団員が欠けることのないように適切な対応を行わなければならない。

(地区連盟等の要件)

第15条 地区連盟等の要件は、第13条に定める地区連盟等会員の構成を満たしていなければならない。

~~第16条~~

(団名称)

第17条 単位団は、団名に学校名又はその地域の名称を冠することを原則とする。

(団費)

第18条 単位団は、団員より団費を徴収することができるものとする。

(県連盟)

第19条 単位団は、その所在する府、県（「沖縄」を除く。）毎に府連盟及び県連盟（以下「県連盟」という。）を組織することができる。

(地区連盟)

第20条 北海道、東京都及び沖縄県並びに各県連盟及び県連盟を組織していない単位団は、概ね海上保安庁の管轄区域毎に地区連盟を組織するものとする。

2 地区連盟は、その事務を処理するために事務局を置くものとする。

(地区運動)

第21条 地区連盟は、各県連盟（北海道、東京及び沖縄においては各単位団）の独立と自主性を妨げることなしに、その地区における海洋少年団運動の推進を図るため、地区

大会の開催、指導者の研修等を計画し、実施するものとする。

(連携協力)

第22条 地区連盟は、傘下の県連盟及び単位団と連携を密にし、その地区における海洋少年団運動の推進を図るとともに、単位団の発展に努めなければならない。

2 地区連盟は、本連盟と協力して未結成地域における新しい単位団の設立に努めなければならない。

第3節 入 団

(入 団)

第23条 単位団又は地区連盟等に入団しようとする者は、申請書(様式1)を入団先の団長又は地区連盟等会長に提出するものとする。

2 団長又は地区連盟等会長は、当該年度の構成員を団会員等名簿(様式2)に記載し、6月30日までに本連盟会長に提出するものとする。

(登 録)

第24条 本連盟会長は、提出された団会員等名簿(様式2)に基づき構成員を登録するとともに、新たに記載された者に団会員証(様式3)を交付する。

(権 利)

第25条 構成員として登録した者は、次の権利を受けることができるものとする。

- (1) 本連盟所定の制服、制帽、徽章類の着用。
- (2) 本連盟の主催行事、事業等への参加。
- (3) 本連盟の事業助成金等の支給等。
- (4) 本連盟の機関紙等の配布。
- (5) 損害賠償責任保険の適用。

(入退団の明示)

第26条 単位団又は地区連盟等の構成員が新たに入団又は退団した場合は、前条に定める団会員等名簿(様式2)の提出時にその旨を明示するものとする。

第3章 指導体制

(指導体制)

第27条 本連盟は、定款第3条の目的を達成するとともに、海洋少年団運動を通じて青少年の健全な心身の育成を図るため、指導体制を整備し、これを管理するものとする。

(連盟指導者)

第28条 本連盟の指導者は、統括指導者、主任指導者及び指導者(以下「連盟指導者」という。)に区分する。

- 2 連盟指導者の基準は、高等学校卒業程度の学力を有する満20歳以上の者であって、かつ、第30条に定める資質及び第31条に定める要件を備えている者とする。
- 3 本連盟において少年少女を指導する者は、原則として連盟指導者とする。

(責 務)

第29条 統括指導者の責務は、主任指導者としての責務を行うほか、次のとおりとする。

- (1) 本連盟の指導体制等の強化、向上に努める。
- (2) 県連盟又は地区連盟傘下の主任指導者を指導する。
- (3) 本連盟に設置する全国指導者協議会の運営に協力する。
- (4) 指導者の資質向上等のため、研修計画等の策定を行う。
- (5) 指導者養成研修会及び指導者研修会を企画・主催する。

2 主任指導者の責務は、指導者としての責務を行うほか、次のとおりとする。

- (1) 準指導者の資質向上等のため、研修計画等の策定を行う。
- (2) 準指導者養成研修会及び準指導者研修会を企画・主催する。
- (3) 所属する単位団の指導者及び準指導者を指導する。

3 指導者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 所属する単位団の訓練計画、研修計画等の策定を行う。
- (2) 団長の指示に基づき、団員の訓練、研修等を指揮、監督する。
- (3) 指導計画等に基づき、指定された団員に対する指導に当たる。
- (4) 団長の指示に基づき、準指導者の指導力、資質の向上を図る。
- (5) 訓練、研修時等における事故防止、安全確保等に当たる。
- (6) 他の指導者との連携に努め、単位団の運営、管理等に当たる。
- (7) その他団長の指示する指導に関する事項の実施に当たる。

(資 質)

第30条 統括指導者及び主任指導者は、次の資質を備えなければならない。

- (1) 海洋少年団運動の目的と理念を正しく理解していること。
- (2) 指導者研修を運営し、実施するにふさわしい品性と社会的信用があること。
- (3) 自己の役割分担を確実に達成できる意欲と能力があること。
- (4) 指導研修に集中的に取り組めること。

2 指導者は、次の資質を備えなければならない。

- (1) 海洋少年団運動に関する理解と熱意を有すること。
- (2) 少年少女の人格を尊重すること。
- (3) 団体訓練を指導する能力に優れること。
- (4) 責任感が旺盛であること。

(要 件)

第31条 連盟指導者は、各区分ごとに次の要件を備えなければならない。

- (1) 統括指導者は、主任指導者として3年以上の実務経験を有する者又は本連盟が主催

する上級指導者養成研修を修了している者。

(2) 主任指導者は、指導者として5年以上の実務経験を有する者。

(3) 指導者は、準指導者として指名され、又は、単位団に入団後1年以上を経過し、地区連盟が主催する指導者養成研修を修了している者。

2 前項第3号の規定に関わらず、次の要件を備えている場合は、入団後1年以上を経過することを要しないものとする。

(1) 海上勤務6ヶ月以上の経験がある者

(2) 団員として6年以上の経験がある者

(3) 海事又は水産関係の学校を卒業した者

(4) 資格審査委員会が認めた職業経歴を有する者

3 単位団を新設する場合は、前各項の規定に関わらず、当該の新設される単位団に入団を予定している者であって指導者養成研修を修了している者を指導者の要件とするものとする。

(有資格者)

第32条 前条の規定に関わらず、本連盟会長は、他の少年団体等の指導者認定等を受けている者、本連盟が必要と認める知識、技能等を有する者について、資格審査委員会の承認を得て各区分の指導者に登録することができる。

(指揮監督)

第33条 団長及び地区連盟等会長は、少年少女の指導に当たっては、連盟指導者及び第41条に定める準指導者を指揮、監督し、事故防止、安全の確保等を図るとともに、連盟指導者及び準指導者による体罰及び団員によるいじめの絶滅を期さなければならない。

2 団長及び地区連盟等会長は、連盟指導者以外の者に少年少女の指導をさせてはならない。

3 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由があるため、連盟指導者以外の者に少年少女の指導をさせる場合は、連盟指導者の監督のもとで指導をさせなければならない。

(体制強化)

第34条 団長又は地区連盟等会長は、連盟指導者に対して、上位の指導者資格審査及び各級指導者研修を受けるように指導し、単位団又は連合体の指導体制の強化に努めなければならない。

(指導者協議会)

第35条 本連盟に指導者資質等の向上を図るとともに、指導者の意見交換、連携強化等に資するため、全国指導者協議会を置くこととする。

2 全国指導者協議会の事務局は、本連盟事務局長がこれに当たる。

3 全国指導者協議会の運営等に関する細目は、本連盟会長が別に定める。

(申請)

第36条 連盟指導者の資格審査を受けようとする者は、本連盟会長に資格審査の申請を行うものとする。

(認定)

第37条 本連盟会長は、前条に定める資格審査に合格した者を本連盟の連盟指導者に認定し、指導者台帳に登録する。

(喪失)

第38条 団長は、所属の連盟指導者が退団、死亡等により、その資格を失った場合は、本連盟会長に資格喪失の申請を行うものとする。

(復活等)

第39条 前条の規定により指導者台帳から抹消された者が復帰する場合、異動により他の単位団に移籍する場合等は、本連盟会長に復活等の申請を行うものとする。

(任務等)

第40条 連盟指導者の任務、申請の方法等に関する細目は、本連盟会長が別に定める。

(準指導者)

第41条 団長は、連盟指導者以外の者で、適任と認める者を準指導者に任命することができる。

- 2 準指導者は、団長の指揮、監督を受け連盟指導者を支援する。
- 3 準指導者は、高等学校卒業程度の学力を有する満19歳以上の者とする。
- 4 団長は、準指導者を任命した場合は、その氏名、年齢、学歴、団歴、特技等を本連盟会長に報告するものとする。

(研修)

第42条 本連盟は、連盟指導者を養成し、その指導能力の向上を図るため、毎年研修を実施するものとする。

- 2 本連盟及び地区連盟は、リーダーとなる少年少女を育成するため、団員研修を実施するものとする。
- 3 地区連盟は、指導者及び準指導者を養成し、資質の向上を図るため、毎年研修を実施するものとする。

(研修の種類)

第43条 研修の種類は、本連盟が主催する日本連盟研修及び地区連盟が主催する地区連盟研修とする。

- 2 日本連盟研修は、主として幹部研修、上級技能向上研修、上級指導者研修、上級指導者養成研修及び団員研修を開催する。

- 3 地区連盟研修は、主として技能向上研修、指導者研修、指導者養成研修、準指導者研修及び団員研修を開催する。
- 4 県連盟は、地区連盟の委託により、準指導者研修を開催することができる。
- 5 本連盟及び地区連盟は、前項に定める研修のほか、必要に応じて研修を行うことができる。

(研修の講師)

- 第44条 日本連盟研修の講師は、学識経験者、統括指導者及び本連盟役職員をもって当てる。
- 2 地区連盟研修の講師は、学識経験者、統括指導者、本連盟役職員及び地区連盟役職員をもって当てる。
 - 3 研修の運営と実施を担当する指導者は、日本連盟研修にあつては本連盟会長が、地区連盟研修にあつては地区連盟会長が指名する。

(計画等)

- 第45条 本連盟の研修の計画、内容等に関する細目は、本連盟会長が別に定める。

第4章 団員

(等級)

- 第46条 団員には、訓練、研修等の程度に応じた等級を付与する。

(名称)

- 第47条 等級の名称は、ラッコ級、教育級、初等級、中等級及び高等級とする。

(活動指針)

- 第48条 各等級の活動指針は、次のとおりとする。
- (1) ラッコ級及び教育級は、海洋少年団運動への興味を高めることを主眼に、楽しい訓練、研修等を主体とした活動を行うものとする。
 - (2) 初等級、中等級及び高等級は、海洋少年団運動を通じて資質等を高めることを主眼に、楽しさの中にも厳しさのある訓練、研修等を主体とした活動を行うものとする。

(区分)

- 第49条 各等級を1級、2級及び3級に区分し、数字の多い級を上位とする。

(入団時)

- 第50条 入団時の等級は、次のとおりとする。
- (1) 幼稚園児は、ラッコ級。
 - (2) 小学1年生から小学3年生は、教育級。
 - (3) 小学4年生以上は、初等級。
- 2 前各号の規定に関わらず、入団者の資質等によっては、上位の等級を付与することができる。

できる。

(進 級)

第51条 団員は、各等級の1級から順に進級するものとする。

2 前項の規定に係わらず、訓練、研修等の成果の著しい団員は、飛び級をすることができる。

(進級基準)

第52条 本連盟の団員の進級の基準等に関する細目は、本連盟会長が別に定める。

第5章 表 彰

(表 彰)

第53条 海洋少年団運動の推進に特に功績のあった個人若しくは団体又は団役員若しくは団員として優秀な成績を収めた者は、本連盟会長が表彰するものとする。

2 前項の規定は、本連盟役職員及び地区連盟等会員に準用する。

(種 類)

第54条 本連盟会長が行う表彰は、一般表彰及び特別表彰とする。

2 一般表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 勲功表彰

(2) 永年功労表彰 (20年、30年及び40年)

(3) 有功表彰 (人命救助等、貢献団、功労及び新団設立)

(4) 褒状表彰 (中等級及び高等級)

(5) 部外表彰

3 特別表彰は、本連盟会長が別に定める。

(時 期)

第55条 表彰は、全国大会の開会式において行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、褒状の授与等、やむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

(伝 達)

第56条 表彰を受ける者が表彰を前に死亡した場合は、死亡の日の前日にさかのぼって表彰する。

2 死亡した者に対する表彰、褒状又は感謝状は、その遺族に贈るものとする。

(方法等)

第57条 本連盟の表彰の方法、表彰状等の様式及び徽章等の型式に関する細目は、本連盟会長が別に定める。

(団表彰等)

第58条 団長又は地区連盟等会長が必要と認める場合は、別に表彰に関する規定を制定し、表彰することができる。

第6章 服装

(服装)

第59条 団員及び団役員が海洋少年団運動を行う場合は、本連盟が定める制服、制帽、徽章類（以下「制服等」という。）を着用するものとする。

2 地区連盟等会員が海洋少年団運動を行う場合は、本連盟が定める制服等を着用することができる。

(制服等)

第60条 本連盟の服装の種類は、礼服、略礼服及び制服とする。

2 本連盟の制帽の種類は、団長等帽、指導者帽、準指導者帽、高等級等帽、団員帽とし、男性用及び女性用に区分する。

3 本連盟の徽章の種類は、役員章、襟章、肩章、連盟標識、都道府県名章、団名章、各種技能章等とする。

4 本連盟会長は、前各項に定めるもののほか、制服等を定めることができる。

(形状等)

第61条 本連盟の制服等の形状、着装の基準等に関する細目は、本連盟会長が別に定める。

(連盟職員)

第62条 本連盟の役職員の服装等に関する規定は、本連盟会長が別に定める。

2 本連盟の役職員は、必要と認める場合は、制服等を着用するものとする。

(特例)

第63条 団長又は地区連盟等会長が必要と認める場合は、この規約に定める以外の制服等に関する規定を制定し、これをその団体の構成員に着用させることができる。

2 第59条の規定に関わらず、団長又は地区連盟等会長がやむを得ないと認める場合は、海洋少年団運動を行うに際し、制服等又は前項に定める制服等以外のものをその団体の構成員に着用させることができる。

第7章 情報発信

(情報発信)

第64条 海洋少年団運動を推進し、海洋・海事思想を普及するため、本連盟の活動等に関する情報を積極的に発信することとする。

2 本連盟における情報の発信は、広報、ITの活用、機関紙の発行等により行う。

(広報)

第65条 本連盟は、記者発表、資料の配付等により広報を行うものとする。

(ITの活用)

第66条 本連盟は、ホームページ、メール等によりITを活用するものとする。

(機関紙)

第67条 本連盟は、概ね隔月に機関紙を発行するものとする。

2 正会員、賛助会員、団会員及び地区連盟等会員の機関紙購読料は、会費に含むものとする。

第8章 全国大会

(全国大会)

第68条 本連盟は、2年毎に1回、夏季間に全国大会を開催するものとする。

2 全国大会は、本連盟が主催するものとする。

~~第69条~~

(開催申請)

第70条 全国大会の主管を希望する単位団又は地区連盟等は、全国大会開催希望申請書(様式4)を本連盟会長に提出するものとする。

2 単位団又は地区連盟等から全国大会開催希望申請書の提出が無い場合は、本連盟が全国大会を主管することができる。

(開催地)

第71条 全国大会の開催地及び全国大会の主管は、前条に基づき会長が決め、理事会及び社員総会に報告する。

(大会役員会)

第72条 全国大会の予算、組織等の重要事項を決定し、全国大会の円滑な運営を図るため、その全国大会開催の2年前までに本連盟に全国大会役員会を設置する。

2 全国大会役員会の設置時期、組織、役員については、本連盟会長が別に定める。

第9章 補 則

(準 用)

第73条 この規約は、第2号正会員に準用する。

(改 廃)

第74条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 社団法人日本海洋少年団連盟規約（昭和39年8月5日）は、平成25年4月1日に廃止する。ただし、この規約の廃止前に実施されたことについては、なお、従前の例による。

様式 1

日本海洋少年団入団申請書

公益社団法人日本海洋少年団連盟定款の趣旨に賛同し、入団したいので、申請します。

入団後は、日本海洋少年団連盟規約及び諸規定を守ります。

1 氏名・生年月日

昭和、平成 年 月 日

2 学校又は職業

3 住所・連絡先

〒

電話

4 保護者・続柄

申請年月日 平成 年 月 日

申請者氏名

⑩

日本海洋少年団

地区・県連盟

海洋少年団

会 長・団 長

殿

団 会 員 等 証

(おもて)

会 員 証	
会員番号	
所 属 団	○ ○ 団
種 別	少年会員
性 別	男
氏 名	海洋 太郎
発行日	※年※月※日
公益社団法人 日本海洋少年団連盟	

(うら)

<p>(ちかい)</p> <p>1 海のような広い心で団結し、すべての人を友とします。</p> <p>2 からだをきたえ、心をやしない、りっぱな海の子になります。</p> <p>(やくそく)</p> <p>海洋少年団員は</p> <p>(1) 名誉をおもんじます。</p> <p>(2) 誠実です。</p> <p>(3) 人を助け親切です。</p> <p>(4) 礼儀を正しくします。</p> <p>(5) 進んで規律をまもります。</p> <p>(6) 約束をまもります。</p> <p>(7) 節約します。</p> <p>(8) ほがらかで何事にも積極的です。</p> <p>(9) 清潔整頓につとめます。</p> <p>(10) 常に感謝を忘れません。</p>

注 種別には、少年会員又は成人会員を記載。

全国大会開催希望申請書

日本海洋少年団第 回全国大会を主管し、下記のとおり開催したいので、申請
します。

記

- 1 開催地 ()

- 2 開催年月日 平成 年 月 日 () から
平成 年 月 日 () まで

- 3 受入態勢
 - (1) 宿泊施設
 - (2) 開会式場
 - (3) 閉会式場
 - (4) 主要競技会場
 - (5) 参加費 (一人当たり)

- 4 地元の協力程度
 - (1) 地方公共団体
 - (2) その他

- 5 その他

平成 年 月 日

申請者 団 名

団長名

⑩

公益社団法人 日本海洋少年団連盟

会 長 殿

日本海洋少年団連盟指導要領(平成25年3月19日会長決定・平成25年4月1日施行)

() 内は、各団で選択できるもの

部	章	等級 節	ラッコ級	教育級	初等級	中等級	高等級		
活動方針			楽しい訓練・研修等を主体とした活動			楽しさの中にも厳しさのある訓練・研修等を主体とした活動			
基本教育	基本訓練	しつけ	「ちかい」と「やくそく」:5分前の精神:あいさつと返事:立居振舞				前記の外、指導法		
		集団行動	準備体操:号令詞:基本動作:礼式			前記の外、号令のかけ方		前記の外、リーダーシップ	
	基本規定	旗と歌	国旗と国歌及びその取扱い:外国国旗(国歌):連盟旗とみどりの広場:(海はふるさと:地方自治体旗と歌)				前記の外、指導法		
		連盟規定	日本海洋少年団運動:服装規程:進級細則:水泳能力認定制度:競技実施要綱:表彰細則:海洋活動器材管理規則						
海の知識 と技術	海の知識	海	星座:雲と天気:海流と潮流:うねりと波浪			水深と水圧:(海洋資源)		海の生成:(海底構造:海洋開発:海洋生物)	
		船	船の歴史と種類:(船の性能:船の旗:港と航路)			(碇泊法:帆走原理:荒天時の処置)			
	海の技術	信号	信号の意味と由来:手旗信号法(手先信号:旗旗信号法:アルファベット国際通信法:モールス符号)					前記の外、指導法(国際信号書)	
		水泳	水泳留意事項:水中ゲーム:(各種泳法:着衣泳)					溺者救助法:指導法:(日赤水上安全法)	
		ロープワーク	ロープワークについて:ネクタイの結び方、えび結び			ヒッチ:ノット:バンド:ホイッピン グ:(スプライス)		前記の外、ロープの活用法:指導法	
		カッター				各部の名称と用途(基本漕法:係留法)		漕法:達着:回頭:係留法:(帆走法):保存手入れ:艇長心得:(艇指揮の心得)	
		マリンスポーツ	マナー:(ヨット:カヌー:シュノーケリング:ボート:サーフィン:モーターボート)						
		体験航海	乗船時の心得:(船のしくみ:コンパス:天気図)				航路標識:航海計器		海図:機関
		安全	救命胴衣装着法:救命設備:遭難信号				海上の安全法規:非常時の処置		
		救急法	消毒:止血:やけどの手当:日射病対策				三角巾法:傷病発生時の処置:(健康管理:日赤救急法:日赤家庭看護法)		
社会活動	集団活動	レクリエーション	海の歌:(海水浴:集団ゲーム:ハイキング:レクソング:レクダンス)			レクリーダーの心得		交歓プログラムの作り方:指導法	
		キャンプ	合宿生活のルール:キャンプの基礎知識:(テント張り:飯盒炊飯)				野外活動とキャンプファイヤーの運営		
		集会	楽しい話し合いを進めるために:(集会種類とやり方)					助言と評価	
	社会参加	奉仕	奉仕の精神:(奉仕活動:募金活動:地球環境保全活動)						
		地域活動	(地域の習慣:史跡探訪:他団体との交流:地域芸能の保存:地域文化:祭事:地域の産業)						
		国際親善	国際儀礼:(国際交流:外国船訪問)						
	創作活動	文芸	感想文:紀行文:機関紙への投稿:(手紙文:広報活動:新聞づくり:ホームページづくり:電子メールによる情報交換)						
		造形	(絵画:我ら海の子展:船の模型づくり:手作り工作)						
		音楽	(音楽隊:バトンチーム)						

水泳能力認定制度

1. 目的

この制度は、海洋少年団団員皆泳運動の趣旨に基づき、水泳能力の低い団員に興味を持たせつつ、水泳能力の向上をはかることを目的とする。

2. 認定の種類

(1) 25m完泳認定

泳法自由にて25m完泳したもの。

(2) 100m完泳認定

泳法自由にて100m完泳したもの。

3. 認定の方法

この認定は、全国大会において行うものとするが、大会に参加しなかったものについては、地区（県）連盟又は各団毎に行うものとする。

(1) 全国大会において行うもの

全国大会に参加する各団団長は、この認定に参加する者の氏名、年齢、性別、認定種類を記載した「水泳能力検定申請書」（様式1）を大会開催1ヵ月前までに本連盟会長に提出するものとする。

本連盟会長は、大会開催中に参加者全員を泳がせ、完泳の者にその能力に応じた認定書及び完泳章（飛魚ワッペン）を交付する。

(2) 地区（県）連盟又は各団毎に行うもの

地区（県）連盟会長又は各団長が審査し、完泳した者の認定種類、氏名、年齢、性別を記載した「完泳認定書交付申請書」（様式2）を本連盟会長に提出し、認定書及び完泳章（飛魚ワッペン）の交付を受けるものとする。

附 則

この制度は、昭和43年6月3日より実施する。

この制度は、平成元年5月16日改正これを実施する。

この制度は、平成16年4月1日改正これを実施する。

この制度の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

(様式1)

年 月 日

公益社団法人 日本海洋少年団連盟

会 長 殿

地区（県）連盟（団）

会長（団長）

㊟

水泳能力認定申請書

第 回全国大会において、下記団員を水泳能力認定審査に参加させたいので申請します。

記

1. 25米完泳認定審査

氏 名	年 齢	性 別	氏 名	年 齢	性 別

2. 100米完泳認定審査

氏 名	年 齢	性 別	氏 名	年 齢	性 別

(様式2)

年 月 日

公益社団法人 日本海洋少年団連盟

会 長 殿

地区(県)連盟(団)

会長(団長)

㊟

水泳認定書交付申請書

年 月 日 において、水泳能力を審査したところ下記の
とおり認定したので、完泳認定書並びに完泳章の交付を申請します。

記

1. 25米完泳団員

氏 名	年 齡	性 別	氏 名	年 齡	性 別

2. 100米完泳団員

氏 名	年 齡	性 別	氏 名	年 齡	性 別

海洋活動器財管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本海洋少年団連盟（以下「本連盟」という。）が海洋少年団（以下「単位団」という。）に配属した海洋活動器財の管理、保全並びに使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「海洋活動器財」とは、6メートル型カッター（以下「カッター」という。）及びカヌーをいう。

第2章 カッター

(配属申請等)

第3条 本連盟よりカッターの配属を受けようとする単位団の長（以下「団長」という。）は、カッター配属申請書（様式1）を地区連盟会長を経て本連盟会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 カッターの配属を受けた団長は、受領後1週間以内にカッター受領書（様式2）を会長に提出しなければならない。

(愛称)

第4条 団長は、配属されたカッターに愛称をつけることができる。

2 前項による愛称をつけたときは、会長に報告しなければならない。

(所有権)

第5条 カッターの所有権は、本連盟に所属する。

(管理責任)

第6条 団長は、この規則の定めるところにより、配属されたカッターの管理、保全について責任を負い、使用に関する条項を厳守する義務を有する。

(保管場所)

第7条 団長は、カッターの保管場所を確保し、適正に管理が行われるよう措置しておかなければならない。

(管理担当者)

第8条 団長は、カッターの管理担当者を定めておかなければならない。

2 管理担当者は、カッターの艇体及び属具について台帳に記載し、常にその保管状態を把握しておかなければならない。

(管理保全事項)

第9条 カッターの艇体及び属具の管理保全については、特に次の事項を厳守するものとする。

(1) 艇体は毎年1回塗装を施し、台風又は冬季など保全上必要と認めるときは、陸上に揚げ、覆いをかけるなど適切な措置を講じること。

(2) 艇体の損傷、属具の破損亡失等の場合は、直ちに修理又は補充し、その後の使用に支障がないようにすること。

(3) けい留は、結索法に基づき、潮の干満を考慮して確実にすること。

(4) 艇内は、常に清潔にし、雨水や汚水を溜めておかないこと。

(5) 属具は、必ず所定に収納整頓し、索具、帆等の濡れたものは、乾かした後に収めること。

(6) 防舷物の索及びもやい索等で切断の恐れがあると認めるときは、直ちに丈夫なものを取替えること。

(7) 帆走の前後には、索具、滑車等を点検し、完備の状態にしておくこと。

(費用負担)

第10条 前条に定める塗装、修理等に要する費用は、配属された単位団の負担とする。

(事故報告)

第11条 団長は、配属カッターが沈没、破損等の事故により使用不能となったときは、直ちにその事実を地区連盟会長を経て、会長に報告しなければならない。

2 前項の事故が、故意又は重大な過失によるときは、これを弁償させるものとする。

(用途廃止及び処分)

第12条 団長は、配属カッターが事故又は老朽その他の事由により、使用不能となり、用途廃止が必要と認めるときは、会長の承認を得て、単位団の負担と責任において処分を行い、カッター用途廃止・処分報告書(様式3)を地区連盟会長を経て、会長に提出するものとする。

(不用処理)

第13条 団長は、配属カッターが不用となったときは、その理由を付して、地区連盟会長を経て、会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、配属換え、その他必要な措置を取るものとする。

(使用上の原則)

第14条 カッターは、団員の海洋活動に欠くことのできない重要な器財であり、海洋少年団活動の道場であるので、原則として団員の海洋活動にこれを使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、団員の海洋活動に支障がなく、かつ、海事思想の普及に役立つときは、これを一般に開放することができる。

(使用)

第15条 カッターを使用するときは、必ず管理担当者に届け出て、責任者(指導者)が同乗して行うものとし、団員のみでの使用は禁ずる。

(安全対策)

第16条 カッターの使用にあたっては、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 気象、海象を十分見定め、無理な運用は避けること。

(2) 定員数以上の乗艇はさせないこと。

(3) 操法及び海事法令を厳守し、危険防止と艇の保全につとめること。

(4) 帆走は、特に危険であるから、必ず経験のある指導者のもとに行い、しかも安全な海域を越えて実力以上の行動をとることのないようにすること。

(5) 救命胴衣は、必ず装着すること。

(使用日誌)

第17条 艇長又は責任者は、カッターの使用終了後、カッター使用日誌に次の事項を記入するとともに、カッターに不良箇所を発見したときは、遅滞なく管理担当者に報告しなければならない。

天候、使用時間、乗艇員数、活動内容、行動海域、事故の有無、その他。

(点検)

第18条 団長は、定期的にカッターの管理、保全状況を点検しなければならない。

(現状報告)

第19条 団長は、毎年1月末日までに配属カッターの現状報告(様式4)を地区連盟会長を経て、会長に提出しなければならない。

(雑 則)

第20条 この規則に定めるもののほか、配属カッターの使用に関し、必要な事項は団長が定める。

第3章 カヌー

(準 用)

第21条 カヌーの配属、管理、保全並びに使用については、第3条から前条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「カッター」とあるのは「カヌー」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 訓練用カッター貸与規則及び配属カッター管理使用規則は廃止する。

附 則

この規則の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

(様式1)

カッター配属申請書

当団員の海洋活動用として、カッターの配属を受けたいので申請します。
貸与の上は、下記事項を確実に厳守することを誓います。

記

1. 連盟の方針に従い、今後一層海洋少年団運動の発展に尽くします。
2. 配属カッターの保管はもとより、修理等について一切の責任を持ちます。
3. 配属カッターの管理運営については、連盟の定めるところに従います。
なお、本団の現状等次のとおりです。

イ	現在団員数	高等級	名	中等級	名	(男女別)
		初等級	名	教育級	名	
				計	名	
ロ	現有カッターの有無					
ハ	けい留場所、方法等					
ニ	カッターを必要とする理由					

平成 年 月 日

所在地
団名

団長名



公益社団法人 日本海洋少年団連盟
会長

殿

様式2)

カッター受領書

1. カッター 号 隻
付属具一式（目録どおり）
（愛称）

右受領しました。

なお、配属中は海洋活動器財管理規則を厳守し、団員の海洋活動に有効に活用し、益々団の拡充に努めます。

平成 年 月 日

所在地

団名

団長名

印

管理責任者氏名

印

連絡先

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
会長

殿

(様式3)

平成 年 月 日

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
会長 殿

所在地
団名

団長名



カッター用途廃止・処分報告書

下記カッターを用途廃止のうえ処分しましたので、報告します。

記

1. カッター (愛称)	号 (配属年月日 年 月 日)
2. 用途廃止理由	
3. 処分要領	処分年月日 処分方法 処分経費
4. 備考	

(様式4)

平成 年 月 日

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
会長 殿

配属カッター現状報告

団名	団員数	名
団長氏名		⑩
所在地		
責任者氏名 連絡先		
愛称		
配属年月日	年 月 日	
管理保管の現状		
けい留場所及びその方法	<けい留の方法> (1) 毎回陸場 イ. クレーン使用 ロ. 斜面でころ使用 ハ. 造船所等に依頼 (2) 錨泊 (3) 岸壁 (4) 特設 (5) その他 <けい留場所の概要>	
艇体の現状	良 不良 (不良箇所:)	
属具の格納場所、方法、監督	屋内 小屋 棚 土間 屋外 艇内 使用に際してどんな監督指導をしているか	

属具の現状	良 不良（不足品： ）
補修、属具の補充	(1) 地元でできるか (2) 費用の出途は 団費 寄付金 補助金 (3) 一年間に補修（塗装を含む）、補充を行った箇所、品名その程度、金額
使用回数	とう走 回 延員数 名 帆走 回 延員数 名
備考	

※カッター1艇毎に作成する。但し、共通項目は省略可。

日本海洋少年団連盟指導者細則

平成25年3月19日会長決定

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益社団法人日本海洋少年団連盟規約(以下「規約」という。)第40条に基づき、連盟指導者の任務、申請の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本連盟の指導者については、規約に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(審 査)

第2条 連盟指導者の資格審査を受けようとする者は、本連盟会長に次の書類を提出するものとする。

(1) 指導者資格審査申請書(様式1)

(2) 団長又は地区連盟等会長の推薦書(様式2)

(3) 履歴書(様式3)

(4) 写真2枚(たて3.0cm、よこ2.4cm、無帽、無背景、正面、上三分身)

2 前項の規定に関わらず、多数の連盟指導者の資格審査を受けようとする者がある場合は、指導者資格審査申請書・推薦書・履歴書(様式1-2、様式1-3)を提出することにより、推薦書及び履歴書を提出しないことができるものとする。

(認 定)

第3条 資格審査委員会の審査に合格し、連盟指導者に認定された者には、当該区分の連盟指導者番号を付与するとともに、資格認定証(様式4)及び指導者章を交付し、本連盟の指導者台帳(様式5)に登録するものとする。

2 前項の連盟指導者番号付与規準は別紙1、指導者章の形式は別紙2のとおりとする。

(喪 失)

第4条 団長は、所属の連盟指導者が退団、死亡等により、その資格を失った場合は、指導者資格喪失申請書(様式6)を本連盟会長に提出しなければならない。

2 前項の指導者資格喪失申請書が提出された場合は、指導者台帳にその旨を記載するものとする。

(復活等)

第5条 前条の規定により指導者台帳から抹消された者が復帰する場合、異動により他の団に移籍する場合等は、指導者資格異動・復活申請書(様式7)を本連盟会長に提出するものとする。

2 前項の指導者資格異動・復活申請書が提出された場合は、指導者台帳にその旨を記載し、資格認定証を送付するものとする。

3 地区連盟を異にして異動する場合は、異動先の地区連盟の指導者台帳にその旨を記載し、新たに資格認定証を発行するものとする。

(研 修)

第6条 連盟指導者は、日本海洋少年団連盟研修細則（平成25年4月1日）に基づき、研修の運営と実施を担当する。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、本連盟会長が行う。

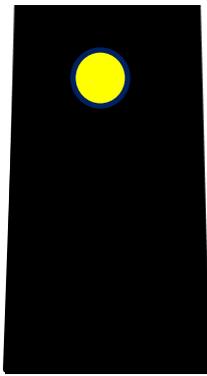
附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条に規定する指導者章については、日本海洋少年団連盟服装規程(昭和39年8月5日)別表2の改正の日から施行する。

連盟指導者番号附与基準

地区連盟	指導者区分別登録番号	備 考
北海道	指導者：1000	1から順番号
	主任指導者：A-1000	
	統括指導者：I-1000	
東北	指導者：2000	1から順番号
	主任指導者：A-2000	
	統括指導者：I-2000	
日本海中部	指導者：12000	1から順番号
	主任指導者：A-12000	
	統括指導者：I-12000	
関東	指導者：4000	1から順番号
	主任指導者：A-4000	
	統括指導者：I-4000	
東京	指導者：3000	1から順番号
	主任指導者：A-3000	
	統括指導者：I-3000	
中部	指導者：5000	1から順番号
	主任指導者：A-5000	
	統括指導者：I-5000	
近畿	指導者：6000	1から順番号
	主任指導者：A-6000	
	統括指導者：I-6000	
中国	指導者：8000	1から順番号
	主任指導者：A-8000	
	統括指導者：I-8000	
四国	指導者：7000	1から順番号
	主任指導者：A-7000	
	統括指導者：I-7000	
九州北部	指導者：9000	1から順番号
	主任指導者：A-9000	
	統括指導者：I-9000	
南九州	指導者：10000	1から順番号
	主任指導者：A-10000	
	統括指導者：I-10000	
沖縄	指導者：11000	1から順番号
	主任指導者：A-11000	
	統括指導者：I-11000	

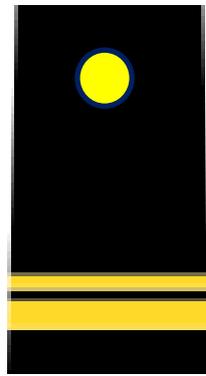
指 導 者 章



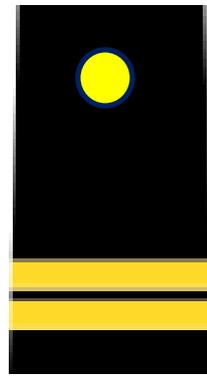
準指導者



指導者



主任指導者



統括指導者

様式1

連盟指導者資格審査申請書

日本海洋少年団連盟指導者細則（以下「細則」という。）第2条に基づき、日本海洋少年団連盟指導者の資格審査を次のとおり申請します。

- 1 審査の種類 統括指導者、 主任指導者、 指導者
- 2 氏 名 男性・ 女性
- 3 生年月日(年齢) 昭和、 平成 年 月 日 (歳)
- 4 職 業
- 5 入団年月日 昭和、 平成 年 月 日
- 6 資 格 等

- 7 要件短縮 海上生活6ヶ月以上
 団員として6年以上
 海事又は水産関係の学校を卒業
 資格審査会が認めた職業経歴

- 8 特例事項
規約第32条に基づく申請を行う場合は、他団体の指導資格、知識、技能等を記載。

- 9 添付資料 推薦書、 履歴書、 写真2枚、 その他

平成 年 月 日
申請者 団 名
団長名

㊞

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
会 長

殿

日本海洋少年団連盟指導者資格申請書・推薦書・履歴書

日本海洋少年団連盟指導者細則（以下「細則」という。）第2条に基づき、下記の指導者を推薦し、資格審査を次のとおり申請します。

公益社団法人 日本海洋少年団連盟

会 長 殿

平成 年 月 日

申請者 団名

氏名 ㊟

項目	申請者	生年月日 (性別)	一 般 基 準							特別基準	団歴・研修受講歴・表彰歴・特殊技能等
			高卒程度	20歳以上	研修参加	理解熱意	人格尊重	指導力	責任感		
1											
2											
3											
4											
5											
6											

[特別基準] 次のいずれかに該当すること

- ①海上勤務6ヶ月以上の経験がある者。②団員として6年以上の経験を有する者。③海事又は水産関係の学校を卒業した者。④資格審査会が認めた職業経歴を有する者。

日本海洋少年団連盟統括指導者・主任指導者資格申請書・推薦書・履歴書

日本海洋少年団連盟指導者細則（以下「細則」という。）第2条に基づき、下記の者を推薦し、資格審査を次のとおり申請します。

公益社団法人 日本海洋少年団連盟

会 長 殿

平成 年 月 日

申請者 団名

氏名 ⑩

項目	申請者	生年月日 (性別)	目的・理念	品性・信用	意欲・能力	集中環境	5年以上経験	3年以上経験	認定研修修了	団歴・研修受講歴・表彰歴・特殊技能等
1										
2										
3										
4										
5										
6										

[特別基準] 次のいずれかに該当すること。

統括指導者:主任指導者として3年以上の経験がある者又は 資格審査会が認定した指導者養成コースを修了した者。

主任指導者:指導者として5年以上の経験を有する者。

連盟指導者資格推薦書

次の者を日本海洋少年団連盟指導者として推薦します。

- 1 推薦の種類 統括指導者、 主任指導者、 指導者
- 2 氏 名
- 3 推薦の理由

推薦の理由とともに、日本海洋少年団連盟規約第30条及び第31条に規定する資質及び要件を備えていることを記載する。

平成 年 月 日

申請者 団・連盟名

氏 名

⑩

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
会 長

殿

様式3

履 歴 書

平成 年 月 日現在

フリガナ		表 彰 等	
氏名			
生年月日	年 月 日生 (歳)		
住 所	TEL		
勤務先	TEL		
履 歴・年 月 日		学校名・職業名・団経歴・団研修歴・団資格名・船舶免許等	
学 歴			
海 上 職 歴			
団 歴			
団 研 修 歴			
団 資 格 等			
船 舶 免 許			

様式4

指導者資格認定証



登録番号 _____

登録年月日 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

住 所 _____

所 属 団 _____ 海洋少年団

資格審査の結果、あなたを日本海洋少年団連盟指導者と認め、この証を交付します。

年 月 日

公益社団法人 日本海洋少年団連盟会長 ⑩

注：下線は、当該指導者名称を記載する。

様式6

指導者資格喪失申請書

下記の理由により、次の者は、当団指導者の資格を失ったので、申請します。

登録番号

登録年月日

氏名

記

1 資格喪失理由

2 資格喪失年月日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

申請者 団名
 団長名

⑩

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
 会長 殿

様式7

指導者資格異動・復活申請書

下記の理由により、次の者の指導者資格を復活したいので、申請します。

登録番号

喪失年月日

氏名

記

1 復活理由

2 資格復活年月日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

申請者 団名
 団長名

⑩

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
 会長 殿

日本海洋少年団連盟研修細則

平成25年3月19日会長決定

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本海洋少年団連盟(以下「本連盟」という。)の団役員、団員、入団者等に対する研修に関する事項は、公益社団法人日本海洋少年団連盟規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

2 この細則の用語の例は、定款、規約及びこの細則の定めるところによる。

(計 画)

第2条 本連盟及び地区連盟は、毎年度当初に当該年度の研修計画を作成し、研修の種類、開催日時、場所、募集人員等を各単位団に通知する。

(内 容)

第3条 本連盟が行う研修の内容は、別紙のとおりとする。

(申 請)

第4条 第2条に定める研修に参加しようとする者は、所属単位団の団長を通じ研修参加申請書(様式1)を当該研修を主催する連盟の会長(以下「主催連盟会長」という。)に提出する。

2 主催連盟会長は、当該研修に要する経費を参加費として徴収することができる。

3 既納の参加費は、不参加の場合でもこれを返還しない。

(履 修)

第5条 本連盟又は地区連盟が主催する研修に参加し、全ての課程を履修した研修生には当該研修の主催連盟会長から、修了証書(様式2)が授与される。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、本連盟会長が行う。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 日本海洋少年団連盟指導者研修実施要綱(平成16年4月1日)は、平成25年4月1日に廃止する。ただし、この要綱の廃止前に実施されたことについては、なお、従前の例による。

別紙

研修名称	対 象	目 的	主催者	講 師
幹部研修	団長、副団長、事務局長等団運営者	海洋少年団運動の推進、団の管理及び運営、団の安全管理等に必要な知識や技能の修得	本連盟	学識経験者及び日本連盟職員
上級技能向上研修	連盟指導者	カッター・ヨット・カヌーの操法等の海洋技術の向上	本連盟	学識経験者及び日本連盟職員
上級指導者研修	統括指導者及び主任指導者	指導者としての資質の向上	本連盟	学識経験者、統括指導者及び日本連盟職員
上級指導者養成研修	主任指導者及び指導者	統括指導者になるために必要な知識や技能の習得	本連盟	学識経験者、統括指導者及び日本連盟職員
技能向上研修	指導者及び準指導者	基本動作、手旗、ロープワーク等の技術の向上	本連盟及び地区連盟	学識経験者及び統括指導者
指導者研修	主任指導者及び指導者	指導者としての資質の向上	本連盟及び地区連盟	学識経験者、統括指導者及び日本連盟職員
指導者養成研修	新たに指導者になる者	指導者になるために必要な知識や技能の習得	地区連盟	統括指導者及び日本連盟職員
準指導者研修	準指導者	準指導者として必要な知識等の習得	地区連盟	主任指導者
団員研修	団員	知識、技能等の習得、向上	本連盟及び地区連盟	主任指導者及び日本連盟職員

様式2

修了証書

海洋少年団

氏名

あなたは当連盟主催の
修了したことを証します。

研修において所定の課程を

平成 年 月 日

公益社団法人 日本海洋少年団連盟
地区連盟

会 長

㊟

(注) 研修の主催者が日本連盟の場合は「地区連盟」を消去し、地区連盟の場合は地区名
を記入すること。

日本海洋少年団連盟団員進級細則

平成25年3月19日会長決定

第1条 団員の教育訓練は、日本海洋少年団連盟指導要領に従って行うものとする。

第2条 団員の等級は、次のとおりとする。

ラッコ級	1級・2級・3級
教育級	1級・2級・3級
初等級	1級・2級・3級
中等級	1級・2級・3級
高等級	1級・2級・3級

第3条 団員は、級に応じて教育訓練を受けるものとし、一ヵ年の課程を終了したのち、考査により進級する。

第4条 進級課目の考査は、所属団長の責任のもとにこれを行う。

2 前項の規定に関わらず、団長は、特定課目に対する考査を自己の責任において、適宜他の者に委託することができる。

第5条 すべての課目の考査は、海洋少年団運動の目的及び方針に適合した状況のもとで行わなければならない。

第6条 新たに入団した者は、日本海洋少年団連盟規約第50条に定める等級を付与し、団長の定める期間、教育訓練を受けさせた後、考査によりその者の該当級を指定する。

第7条 この細則の改廃は、日本連盟会長が行う。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 団員進級規則(昭和54年6月4日)は、平成25年4月1日に廃止する。ただし、この規則の廃止前に行ったことについては、なお、従前の例によるものとする。

日本海洋少年団連盟表彰細則

平成25年3月19日会長決定

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本海洋少年団連盟(以下「本連盟」という。)が行う表彰は、公益社団法人日本海洋少年団連盟規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この細則によるものとする。

2 この細則の用語の例は、規約及びこの細則の定めるところによる。

(表彰の対象)

第2条 勲功表彰は、海洋少年団運動の推進に抜群の功績のあった個人又は団体を表彰し、その栄誉を讃え、勲功章を授与する。

2 永年功労表彰は、永年にわたり団の指導、発展に尽し、海洋少年団運動の推進に功労のあった団役員について、その栄誉を讃え、年功に応じて次のとおり永年功労章を授与する。

(1) 20年以上その職にある者は、20年功労表彰。

(2) 前号の表彰を受け、引き続き10年以上その職にある者は、30年功労表彰。

(3) 前号の表彰を受け、引き続き10年以上その職にある者は、40年功労表彰。

3 有功表彰は、次のとおり表彰し、その栄誉を讃え有功章を授与する。

(1) 身をていして人命を救助し、又は災害に際して功績のあった者。

(2) 加盟後10年を経過し、海洋少年団運動に、特に貢献のあった団。

(3) 団長は5年以上、他の団役員は7年以上その職にあり、団の指導発展に尽し功労のあった者。

(4) 前号の表彰を受け、団長は引き続き5年以上、他の団役員は7年以上その職にあり、団の指導発展に尽し功労のあった者。

(5) 所属団以外の新団結成に尽力し、かつ、団育成に貢献し、特に功績顕著な者。

4 褒状表彰は、特に成績優秀な団員について、その栄誉を讃え、年次に応じて次のとおり褒章を授与する。

(1) 初等級1級より中等級3級まで団員であり、引き続き高等級として団員である者。

(2) 前号の表彰を受け、引き続いて高等級1級より高等級3級まで団員であった者。

(3) 前号による表彰を受けなかった者で引き続き準指導者又は指導者として後輩の指導に当たり、成績優秀な者。

5 部外表彰は、本連盟、連合体又は単位団の発展に顕著な功績あったと認められる者又は団体について表彰する。

6 前各項に定めるもののほか、特に顕著な功績があり表彰することが必要と認められる個人又は団体を表彰する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状、褒状又は感謝状を贈って行うものとし、前条第1項、第2項及び第3項は表彰状、第4項は褒状、第5項は表彰状又は褒状、第6項は感謝状とする。

(表彰の申請)

第4条 単位団又は地区連盟等(以下「単位団等」という。)の長は、第2条の各項に該当する個人又は団体がある場合は、表彰審査申請・功績調書書(様式1)に経歴書(様式2)を添え、原則として全国大会開催年の5月末日までに本連盟会長に上申するものとする。

2 前項の規定に関わらず、褒状の授与等やむを得ない事情のある場合は、その都度、上申するものとする。

(表彰状等)

第5条 表彰状、褒状及び感謝状の様式並びに勲功章、永年功労章、有功章及び褒章の型式については、別紙のとおりとする。

(単位団等の長が行う表彰)

第6条 単位団等の長が行う表彰は、この規則を準用するものとする。

(改 廢)

第7条 この細則の改廢は、会長が行う。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 日本海洋少年団連盟表彰規則（昭和39年8月5日）は、平成25年4月1日に廃止する。ただし、この規則の廃止前に行ったことについては、なお、従前の例による。

別紙

表彰状、褒状及び感謝状の様式並びに勲功章、永年功労章、有功章及び褒章の型式は、次のとおりとする。

- 1 勲功表彰の表彰状は、B 3 版、縦書きとし、様式は別紙 1 のとおりとする。
- 2 40 年永年功労表彰は、B 3 版、縦書きとし、様式は、別紙 2 のとおりとする。
- 3 20 年及び 30 年永年功労表彰は、A 3 版、縦書きとし、様式は、別紙 3 及び別紙 4 のとおりとする。
- 4 人命救助有功表彰は、A 3 版、縦書きとし、様式は、別紙 5 のとおりとする。
- 5 功績団有功表彰は、A 3 版、縦書きとし、様式は、別紙 6 のとおりとする。
- 6 功労有功表彰は、B 4 版、縦書きとし、様式は、別紙 7 のとおりとする。
- 7 褒状表彰は、B 4 版、縦書きとし、様式は、別紙 8 のとおりとする。
- 8 特別功績表彰は、次のとおりとする。
 - (1) 前各項に該当する場合は、前各項の規定を準用する。
 - (2) 表彰規則第 2 条第 3 項に定める特別表彰に該当する場合は、その例による。
 - (3) 前各号に該当しない場合は、本連盟会長がその都度定める。
- 9 感謝状は、A 3 版、縦書きとし、様式は、別紙 9 のとおりとする。
- 10 勲功章、永年功労章、有功章及び褒章の型式は、別紙 10 のとおりとする。

※ 別紙 1、別紙 5、別紙 6、別紙 7、別紙 10 は省略

表 彰 状

〇〇海洋少年団

〇〇〇〇〇〇 殿

あなたは四十年以上の永年に
わたり団の育成指導に寄与し
日本海洋少年団運動の充実
発展に尽力された功績は誠に
拔群である

よってここに四十年永年功労章を
贈りその功を賞する

平成二十〇年〇月〇〇日
公益社団法人日本海洋少年団連盟

会長 草刈隆郎

表 彰 状

〇〇海洋少年団

〇〇〇〇〇〇 殿

あなたは二十年以上の永年に
わたり団の育成指導に寄与し
日本海洋少年団運動の充実
発展に尽力された功績は他の
模範とするところである

よってここに二十年永年功労賞を
贈りその功を賞する

平成二十〇年〇月〇〇日
公益社団法人日本海洋少年団連盟

会長 草刈隆郎

表彰状

〇〇海洋少年団

〇〇〇〇〇〇殿

あなたは三十年以上の永年に
わたり団の育成指導に寄与し
日本海洋少年団運動の充実
発展に尽力された功績は誠に
顕著である

よってここに三十年永年功労章を
贈りその功を賞する

平成二十〇年〇月〇〇日
公益社団法人日本海洋少年団連盟

会長 草刈隆郎

褒状

〇〇海洋少年団

〇〇〇〇〇〇殿

あなたは日本海洋少年団
初等一級より中等三級
まで団員として精励しその
成績は優秀である

よってここに表彰する

平成二十〇年〇月〇〇日
公益社団法人日本海洋少年団連盟

会長 草刈隆郎

褒状

〇〇海洋少年団

〇〇〇〇〇〇殿

あなたは日本海洋少年団
初等一級より高等三級
まで団員として精励しその
成績は優秀である
よってここに表彰する

平成二十〇年〇月〇〇日

公益社団法人日本海洋少年団連盟

会長 草刈隆郎

褒状

〇〇海洋少年団

〇〇〇〇〇〇殿

あなたは日本海洋少年団
団員として優秀な成績で
卒団後引き続き後輩の
指導に当たっていることは
他の模範として足る
よってここに表彰する

平成二十〇年〇月〇〇日

公益社団法人日本海洋少年団連盟

会長 草刈隆郎

感謝状

殿

あなたは海洋少年団活動を深く
理解され日本海洋少年団連盟の
運営に永年にわたり協力・支援さ
れ貢献された功績は誠に多大なも
のがあります
よって第〇〇回全国大会の開催に
あたり感謝の意を表します

平成二十〇年〇月〇日

公益社団法人日本海洋少年団連盟

会長 草刈 隆郎

様式1

表彰審査申請・功績調書

日本海洋少年団連盟表彰細則（以下「細則」という。）第4条に基づき、表彰の審査を次のとおり申請します。

1 表彰の種類

勲功表彰

20年永年功労表彰、 30年永年功労表彰、 40年永年功労表彰

人命救助等有功表彰、 貢献団有功表彰、 功労有功表彰、 新団設立等有功表彰

中等級褒状表彰、 高等級褒状表彰(継続指導者褒状を含む。)

顕著功績有功表彰、 顕著功績褒状表彰

部外表彰

2 表彰者

(1) 氏 名 男性・ 女性

(2) 生年月日(年齢) 昭和、 平成 年 月 日 (歳)

3 功績内容

注：功績の審査に十分な資料となるように、事実を詳細かつ、具体的に記載する。

表彰者が多数の場合は、別紙とする。

4 添付物

添付物は、次のとおりとし、表彰の内容により必要なものを添付する。

(1) 勲功表彰は、功績の内容及び経歴書、事実の証明書類又は他の表彰状の写

(2) 永年功労表彰は、功績の内容及び経歴書

(3) 有功表彰は、功績の内容及び経歴書、事実の証明書類又は他の表彰状の写

(4) 褒状表彰は、功績の内容及び経歴書

(5) 功績有功表彰は、功績の内容及び経歴書、事実の証明書類又は他の表彰状の写

(6) 功績褒状表彰は、表彰の理由、功績の内容及び経歴書

(7) 部外表彰は、功績の内容

平成 年 月 日

申請者 団職名

氏 名

㊟

公益社団法人 日本海洋少年団連盟

会 長

殿

様式2

経 歴 書

平成 年 月 日現在

フリガナ			表 彰 等	
氏名				
生年月日	年	月		
住 所	TEL			
勤務先	TEL			
履 歴・年 月 日	学校名・職業名・団経歴・団研修歴・団資格名・船舶免許等			
学				
歴				
海				
上				
職				
歴				
団				
歴				
団				
研				
修				
歴				
団				
資				
格				
等				
船				
舶				
免				
許				

福原賞授与内規

1. 福原賞は、故福原敬次氏の遺徳により、海洋少年団運動に功績のあった団に対し、本連盟会長が授与するものとする。
2. 功績の基準は、次による。
 - ① 団結成が古く、永年にわたり、活発な団活動をつづけていること。
 - ② 各種大会や研修の主管、新団結成の促進など、顕著な功績があったと認められること。
3. この賞は、賞状に記念品代参万円を添え、全国大会において三団に授与するものとする。

附 則

この内規は、昭和44年7月10日より施行する。

この内規は、平成9年7月1日改正これを施行する。

この内規は、平成16年4月1日改正これを施行する。

この内規の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

山縣賞授与内規

1. 山縣賞は、故山縣勝見氏の遺徳により、海洋少年団運動に功績のあった団に対し、本連盟会長が授与するものとする。
2. 功績の基準は、次による。
 - ① 福原賞を受賞していること。
 - ② 引続き活発な団活動をつづけ、かつ、全国大会や各種大会を主管するなど顕著な功績があったと認められること。
3. この賞は、賞状に記念品代五万円を添え、全国大会において二団に授与するものとする。

附 則

この内規は、昭和54年4月1日より施行する。

この内規は、平成9年7月1日改正これを施行する。

この内規は、平成16年4月1日改正これを施行する。

カナダ・チャレンジ・トロフィー授与内規

1. カナダ・チャレンジ・トロフィー (Canada Challenge Trophy) は、平成5年に日本とカナダの間の海洋少年団公式交流協定締結を記念して、ネイビー・リーグ・オブ・カナダから贈呈されたものである。
2. カナダ・チャレンジ・トロフィーは、海洋少年団運動に功績のあった団に対し、本連盟会長より授与される。
3. 功績の基準は、次による。
 - ① 永年にわたり、活発な団活動をつづけていること。
 - ② 全国大会を主管し、若しくは海外との交流を積極的に推進し、国際交流の拡充に顕著な功績があったと認められること。
4. カナダ・チャレンジ・トロフィーは、全国大会において一団に授与し、持ち回りとする。

附 則

この内規は、平成5年8月1日から施行する。

この内規は、平成16年4月1日改正これを施行する。

この内規は、平成17年4月1日改正これを施行する。

この内規の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

日本海洋少年団連盟服装細則

平成 26 年 6 月 10 日
平成 31 年 2 月 19 日

会長決定
最終変更

(趣旨)

第 1 条 この細則は、日本海洋少年団連盟（以下「本連盟」という。）の旗章について定めるとともに、公益社団法人日本海洋少年団連盟規約(以下「規約」という。)第 6 1 条に基づき、制服、略礼服または礼服、制帽、徽章類(以下「制服等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旗章)

第 2 条 本連盟の旗章は、日本連盟旗、地区連盟旗、府・県連盟旗、団旗とし、その様式、図柄、色及び標準寸法は、別表 1 のとおりとする。
2 旗章には、その組織の名称の表示以外、他の図柄及び文字を入れてはならない。

(制服類)

第 3 条 制服、略礼服及び礼服の形状、図柄等は、別表第 2 のとおりとする。

(制帽)

第 4 条 制帽の種類は、団長等帽、指導者帽、準指導者帽、高等級等帽及び団員帽とし、制帽の形状、図柄等は、別表第 2 のとおりとする。

(徽章)

第 5 条 本連盟の徽章の種類は、役員章、襟章、肩章、連盟標識、都道府県名章、団名章、各種技能章等とし、徽章の形状、図柄等は、別表第 2 のとおりとする。

(団活動時の制服等の着用基準)

第 6 条 団活動時における団員及び団役員が着用する服装（帽子も含む。以下同じ）については、団長が決定する。
2 入団式などの公式行事、対外行事への参加などは、原則として、制服等を着用するものとする。
3 訓練時などの服装は、原則として、制服等または規約第 6 3 条第 2 項の規定により団長が各団で定めた服装とする。

(地区連盟等の行事の制服等の着用基準)

第 7 条 地区連盟等を行う大会、研修、訓練その他行事（団活動を除く。以下同じ。）において団員及び団役員が着用する服装については、主催者がその都度決定する。
2 地区連盟等の大会での開会式、地区連盟としての対外行事への参加などは、原則として、制服等を着用するものとする。
3 地区連盟等の行事で前項以外の際の服装は、原則として、制服等または規約第 6 3 条第 2 項の規定により団長が各団で定めた服装とする。

(全国大会の制服等の着用基準)

第 8 条 全国大会の開会式は制服等を着用するものとする。
2 全国大会の開会式以外での服装は、原則として、制服等または規約第 6 3 条第 2 項の規定により、団長が各団で定めた服装とする。
3 前項の具体的な基準は、全国大会の実施要領でその都度定める。

(礼服等)

第9条 行事の主催者は、品位を保つ必要があると認める場合は、行事の参加者の服装を礼服又は略礼服（夏季）とすることができる。

2 礼服を着用する場合は、白Yシャツ、ネクタイ、短靴（夏は白、冬は黒）を着用するものとする。

3 略礼服を着用する場合は、白短靴を着用するものとする。

(ネクタイの着用)

第10条 冬の制服を着用する場合は、ネクタイを着用するものとする。

(夏服又は冬服の着用期間)

第11条 団長は、夏服又は冬服の着用期間を定め、所属する団役員及び団員に周知するものとする。

(肩章など)

第12条 団員肩章は、制服に着用するものとする。

2 団役員肩章及び指導者登録済章は、海外交流、国際交流時等において行事主催者又は団長が特に必要と認めた場合に略礼服及び制服に着用するものとする。

(徽章)

第13条 徽章は、別表第2に定めるとおりに着用するものとする。

(特例)

第14条 団長又は地区連盟等会長は、規約第63条に定める制服等に関する規定を制定した場合は、本連盟会長に報告しなければならない。

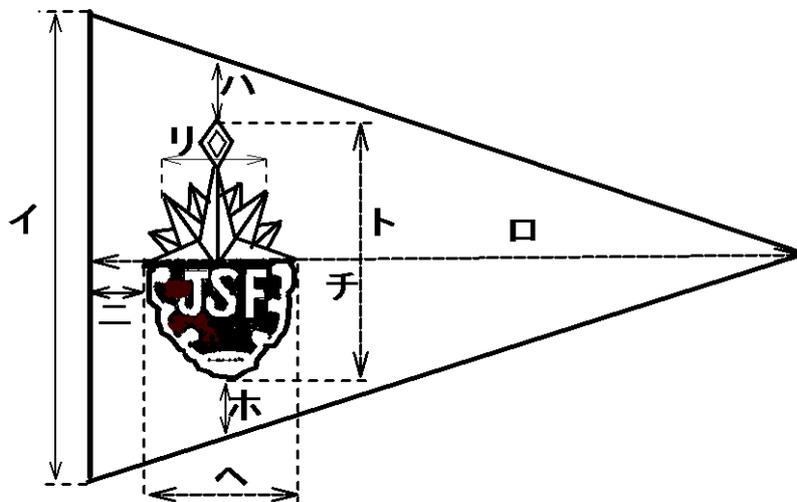
附 則

1. この規程は、平成30年3月13日から施行する。

2. 第8条第1項の規定に関わらず、2019年開催予定の全国大会及び2021年開催予定の全国大会では、制服等にかえて白の長ズボンを着用することができる。

2023年以降の開催予定の全国大会では本部の承認がない限り白の長ズボンの着用は認めない。

別表第1



項目	旗別	連 盟 旗	地 区 連 盟 旗	県 連 盟 旗	団 旗
	旗面	イ ロ 155cm×190cm	イ ロ 130cm×170cm	イ ロ 130cm×170cm	イ ロ 130cm×170cm
		二等辺三角形	左に同じ	左に同じ	左に同じ
地色	濃紺色				
図柄	図柄は上部に黄色のコンパス、下部に白抜きの波、中央にフチを白抜き赤色JSFの文字を配したものとする。				
図柄の位置	図示の通り				
	ハ	29cm		17cm	14cm
	ニ	28		24	25
	ホ	29		18	16
	ヘ	52		52	34
	ト	57		57	38
	チ	14		14	10
	リ	24		24	16

別表第2

1-1 礼服

地区連盟・府県連盟会長 地区連盟・府県連盟副会長 団長、副団長	男性	夏	上	白ダブルに金ボタン6個
			下	白長ズボン
		冬	上	濃紺ダブルに金ボタン6個
			下	濃紺長ズボン
	女性	夏	上	白ダブルに金ボタン6個
			下	白スカート
冬		上	濃紺ダブルに金ボタン6個	
		下	濃紺スカート	

1-2 略礼服

地区連盟・府県連盟会長 地区連盟・府県連盟副会長 地区連盟・府県連盟事務局長 団長、副団長、団事務局長 指導者、準指導者	男性	夏	上	白半袖開襟
			下	白長ズボン
	女性	夏	上	白半袖開襟
			下	白スカート

1-3 制服

地区連盟・府県連盟会長 地区連盟・府県連盟副会長 地区連盟・府県連盟事務局長 団長、副団長、団事務局長 指導者、準指導者	男性	夏	上	薄ブルー半袖開襟
			下	紺長ズボン
		冬	上	ブルーYシャツ型
			下	紺長ズボン
	女性	夏	上	薄ブルー半袖開襟
			下	紺スカート又はキュロットスカート
		冬	上	ブルーYシャツ型
			下	紺スカート又はキュロットスカート

高等級団員、中等級団員	男子	夏	上	薄ブルー半袖開襟
			下	紺長ズボン
		冬	上	ブルーYシャツ型
			下	紺長ズボン
	女子	夏	上	薄ブルー半袖開襟
			下	紺キュロットスカート又は長ズボン
冬		上	ブルーYシャツ型	
		下	紺キュロットスカート又は長ズボン	
初等級団員	男子	夏	上	薄ブルー半袖開襟
			下	紺長ズボン又は半ズボン
		冬	上	ブルーYシャツ型
			下	紺長ズボン又は半ズボン
	女子	夏	上	薄ブルー半袖開襟
			下	紺キュロットスカート、長ズボン又は半ズボン
		冬	上	ブルーYシャツ型
			下	紺キュロットスカート、長ズボン又は半ズボン
教育級団員、ラッコ級団員	男子	夏	上	薄ブルー半袖開襟又はポロシャツ
			下	紺長ズボン又は半ズボン
		冬	上	ブルーYシャツ型 又はブルートレーナー(中にポロシャツ着用)
			下	紺長ズボン又は半ズボン
	女子	夏	上	薄ブルー半袖開襟又はポロシャツ
			下	紺キュロットスカート、長ズボン又は半ズボン
		冬	上	ブルーYシャツ型 又はブルートレーナー(中にポロシャツ着用)
			下	紺キュロットスカート、長ズボン又は半ズボン

注 教育級から継続して初等級団員になった者は、男子、女子とも引き続き夏薄ブルーポロシャツ、冬ブルートレーナーを制服として着用することができる。

1-4 ネクタイ

男子はコペンブルー、女子はエンジの地色にシルバーグレーのボーダーストライプ、連盟ロゴマークを配したものとする。

2 制帽

地区連盟・府県連盟会長 地区連盟・府県連盟副会長 団長、副団長	男性		ひさし付帽子、ひさしに波形金モール ジャバラ、日覆 金モール製帽章(波・かもめ・ブイ・コンパス) 金色のあごひも
	女性	正帽	紺色(天井及びまちの部分は白色)の自衛官型 帽章(波・かもめ・ブイ・コンパス) 金色のあごひも
		副帽	濃いエンジ色のベレー帽 金モール製帽章(波・かもめ・ブイ・コンパス)
地区連盟・府県連盟・団事務局長 指導者	男性		ひさし付帽子 ジャバラ、日覆 金モール製帽章(波・かもめ・ブイ・コンパス) 金色のあごひも
	女性	正帽	紺色(天井及びまちの部分は白色)の自衛官型 帽章(波・かもめ・ブイ・コンパス) 銀色のあごひも
		副帽	濃いエンジ色のベレー帽 金モール製帽章(かもめ・ブイ・コンパス)
準指導者	男性		ひさし付帽子 日覆 金モール製帽章(波・かもめ・ブイ・コンパス) 黒のあごひも
	女性	正帽	紺色(天井及びまちの部分は白色)の自衛官型 帽章(波・かもめ・ブイ・コンパス) 黒のあごひも
		副帽	濃いエンジ色のベレー帽 金モール製帽章(かもめ・ブイ・コンパス)

注1 女子副帽の使用については、団長が決定するものとする。

高等級、中等級団員	男子		ひさし付帽子 日覆 金モール製帽章(かもめ・ブイ・コンパス) 黒のあごひも
初等級団員	男子		セーラー帽 日覆 金色の「日本海洋少年団」の文字入りペンネット
高等級団員	女子		薄いエンジ色のベレー帽 金属製金色の帽章(かもめ・ブイ・コンパス)
中等級、初等級団員	女子		薄いエンジ色のベレー帽 金属製金色の帽章 (かもめ・ブイ・コンパス、ブイの色は水色)
教育級、ラッコ級団員	男子	セーラー帽	初等級団員のセーラー帽に同じ
		キャップ	濃紺色で前面に連盟ロゴマーク、Japan Sea Cadet Federation の文字
	女子	ベレー帽	薄いエンジ色のベレー帽 帽章はなし
		キャップ	男子キャップに同じ

注 1 男子中等級団員、初等級団員の区分は標準であり、中等級団員のセーラー帽、初等級団員のうち高学年の者のひさし付帽子の着用を団長が定めることができる。

注 2 教育級団員、ラッコ級団員の男子はセーラー帽又はキャップを、女子はベレー帽又はキャップを制帽とすることができ、どちらを使用するかは、団長が定めることとする。

注 3 教育級から継続して初等級団員になった者は、引き続き男子、女子ともキャップを制帽として使用することができる。

注 4 教育級、ラッコ級の男子団員が薄ブルー半袖開襟又はブルーY シャツ型の制服を着用している場合の帽子はセーラー帽とする。

注 5 教育級、ラッコ級の男子団員がポロシャツ又はブルートレーナーの制服を着用している場合の帽子はキャップとする。

注 6 教育級、ラッコ級の女子団員が薄ブルー半袖開襟又はブルーY シャツ型の制服を着用している場合の帽子はベレー帽とする。

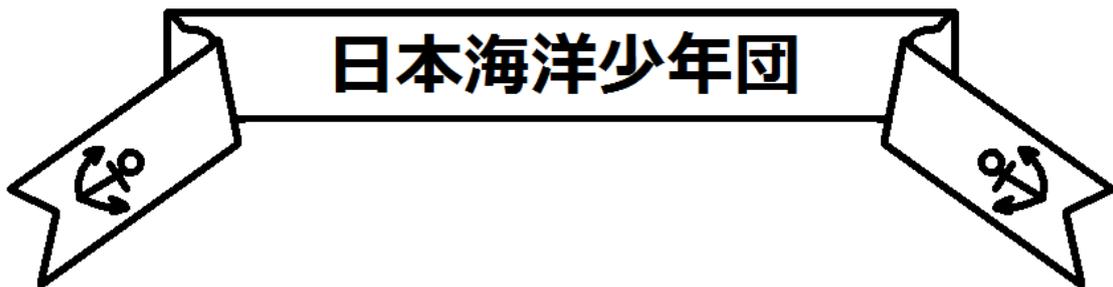
注 7 教育級、ラッコ級の女子団員がポロシャツ又はブルートレーナーの制服を着用している場合の帽子はベレー帽又はキャップとし、団長が定めることとする。



金モール制帽章 (波・かもめ・ブイ・コンパス)
男子用 6 cm × 6 cm
女子用 4 cm × 4 cm

同 (かもめ・ブイ・コンパス)
男子用 5 cm × 5.5 cm
女子用 3.2 cm × 3 cm

ペンネットの仕様

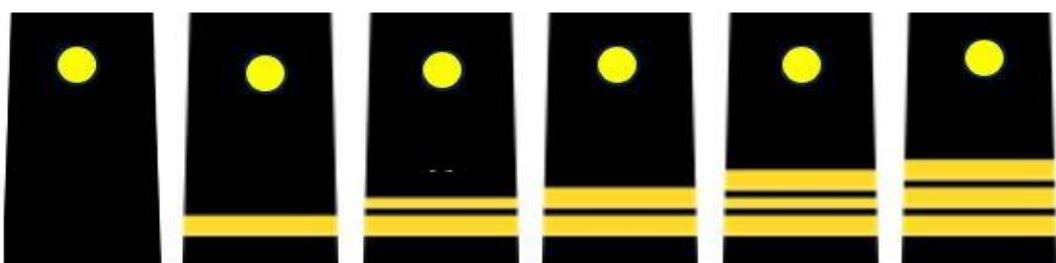


3 肩章及び指導者登録章

地区連盟	府県連盟	団	仕様		
会長			黒色生地に 金モール張り	金色金属製コンパス2個	金ボタン (コンパス の周囲に 救命浮環)
副会長	会長			// コンパス1個	
事務局長	副会長	団長	黒色生地	しま織金線 太4本	
	事務局長	副団長		// 太3本	
		事務局長		// 太2細1本	
指 導 者	統括指導者			// 太2本	
	主任指導者			// 太1細1本	
	指導者			// 太1本	
準指導者			なし		
高等級			水色生地	金モール 太線とかもめ	銀コンパ ス
中等級				// 細線とかもめ	
初等級				銀モール 細線とかもめ	
教育級				// かもめ	
ラッコ級				なし	

※各級指導者及び準指導者については、指導者登録証とする。

団等役職員肩章及び指導者登録済章



準指導者
回事務局員→

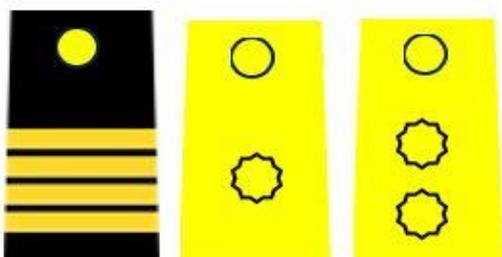
指導者
県連盟事務局員→
地区連盟事務局員→

主任指導者

統括指導者

回事務局長

副団長
県連盟事務局長



団長

県連盟副会長

県連盟会長

地区連盟事務局長

地区連盟副会長

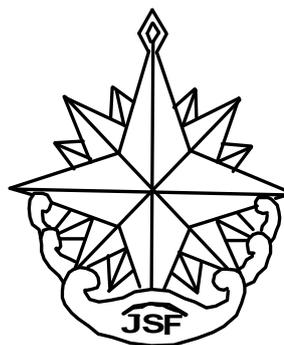
地区連盟会長

凡例： 金ボタン、 金色金属製コンパス、 縞おり金線

4. 徽章

- ① 団長章 (左胸下に着用)
- ② 副団長章 (")

団長章 金属製 (コンパスは金、波は銀)
 副団長章 〃 (コンパスは銀、波は金)
 いずれも 5.5cm×5cm



- ③ 役員、指導者胸章 (左胸に着用)



2.5cm×5.5cm

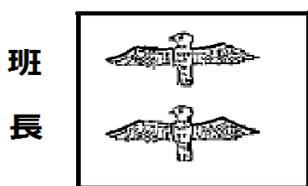
- ④ えり章 (左えりに着用)



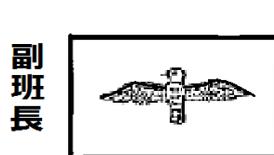
役員、指導者用 洋銀製
 準指導者用 エンジ七宝入金属製
 班長、団員用 水色七宝入金属製

2.2cm×2cm

- ⑤ 班長及び副班長章 (左腕団名章の下に着用)



4cm×4cm



2cm×4cm

- ⑥ 音楽隊 (左肩に黄色の飾緒、右腕にワッペン、右えりにバッヂを着用)

- ⑦ ネクタイピン
 七宝入金属製

日本海洋少年団連

盟 連 盟 標

1.3 cm × 6.3 cm



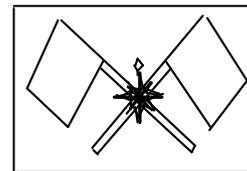
都道府県名

2.3cm×3.8cm×3cm



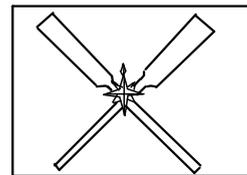
団名章

2.3cm×6.5cm×5cm



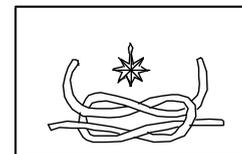
手旗技能章

3cm × 4cm



カッター技能章

3cm × 4cm



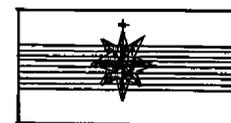
ロープワーク技能章

3 cm × 4cm



皆 勤 章

1.5cm × 4cm



年 功 章

1.5 cm × 4 cm



完 泳 章

3 cm × 7 cm × 5 cm

⑧連盟標識（右胸に着用）
「日本海洋少年団連盟」布織出し

⑨都道府県名章（左腕上に着用）
漢字で赤地に白刺しゅう

⑩団名章（都道府県名章の下に着用）
ひらがなで赤地に白刺しゅう

⑪手旗技能章（左胸に着用）
1分間約40字の速さの手旗信号能力のある者

⑫カッター技能章（左胸に着用）
指導要領によるカッターの全課程を終え、艇長として十分の実力を有すると団長が認めた者

⑬ロープワーク技能章（左胸に着用）
指導要領によるロープワークの総てをなし得ると団長が認めた者

⑭皆勤章（左胸に着用）
1年皆勤の者
ただし、その後皆勤でなくなった時をもってその資格を失う。

⑮年功章

入団後1年経過の者	銀線に金のコンパス	1個
〃 2年 〃	〃 〃	2個
〃 3年 〃	〃 〃	3個
〃 4年 〃	金線に銀コンパス	1個
〃 5年 〃	〃 〃	2個
〃 6年 〃	〃 〃	3個
〃 7年 〃	ベタ金に銀コンパス	1個
〃 8年 〃	〃 〃	2個

但し、教育級の期間は通算しない。

⑯完泳章（右腕上に着用）
100米 青 25米 赤

⑰永年功労章（左胸に着用）
表彰規定により表彰された者



永年功労章
4.6cm×4cm

⑱有功記章（左胸に着用）
表彰規定により表彰された者



有功記章(ブイがブルー色)
褒章(ブイがエンジ色)
2.8cm×2.3cm

⑲褒章（左胸に着用）
表彰規定により表彰された者

⑳高円宮杯記念章（左胸に着用）
全国大会における総合優勝団の参加団員



高円宮杯記念章
(地色青、ブイ赤、
七宝入金属製)
3cm×2.3cm

㉑手旗優等章（左胸に着用）
全国大会における手旗受信競技満点合格者

㉒ロープワーク優等章（左胸に着用）
全国大会におけるロープワーク個人競技満点合格者

㉓水泳優等章（左胸に着用）
全国大会における水泳各種目の3位迄入賞者



水泳優等章
1位 銀色に金色の文字（優勝）



手旗優等章
3cm×2.3cm



同上
2位 銀色に金色の文字（賞）
3位 銅色に金色の文字（賞）
いずれも 1.7cm×2.5cm



ロープワーク優等章
3cm×2.3cm

④研修修了者章（右えりに着用）

指導者研修実施要綱に定める研修を修了した者

日本連盟主催研修

（コンパス金色、波銀色、地色銀）

地区連盟主催研修（以下の研修を除く）

（コンパス銀色、波白色、地色金茶）

指導者養成研修

（コンパス銀色、波白色、地色紺）

準指導者養成研修

（コンパスは銀色、波白色、地色緑）

団員研修

（コンパスは銀色、波白色、地色赤）

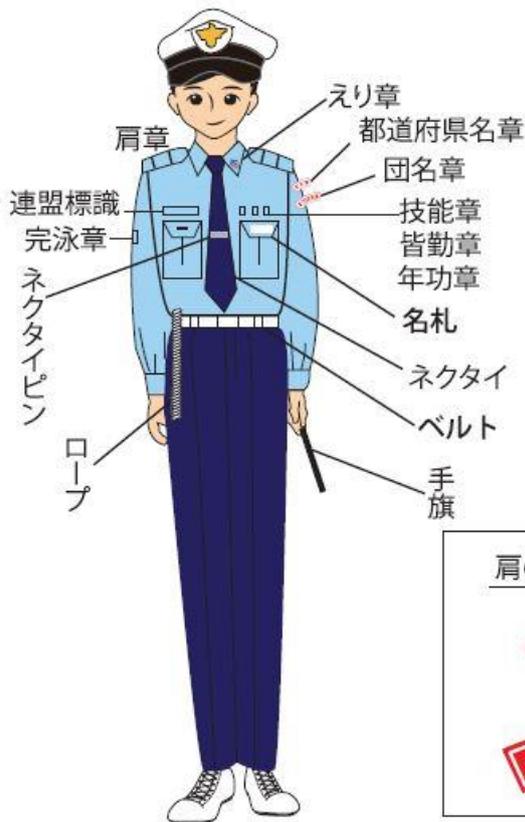


研修修了者章

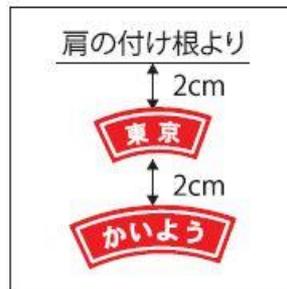
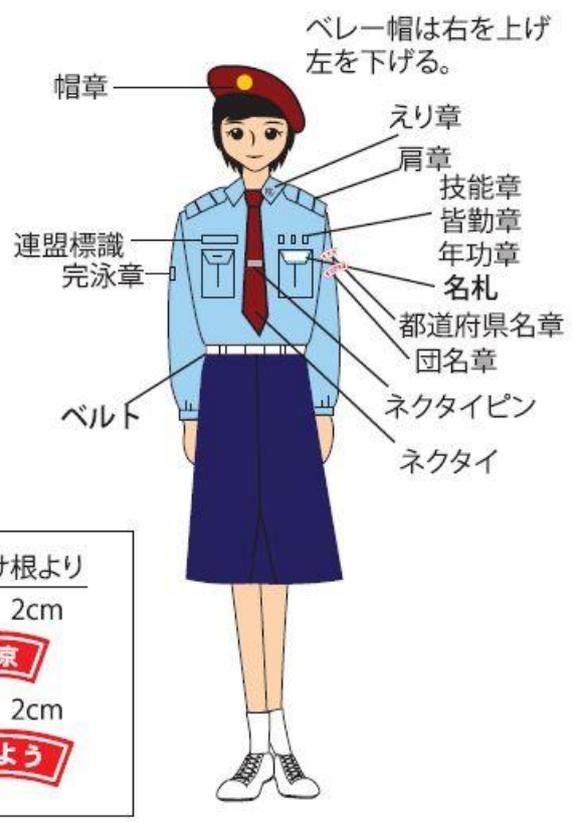
いずれも 1.6cm×1.6cm

5. 徽章類の着用位置等

男子団員服装(中等級一般冬用)



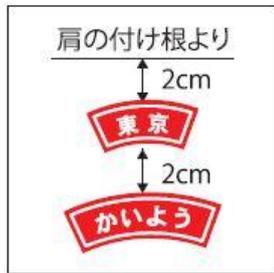
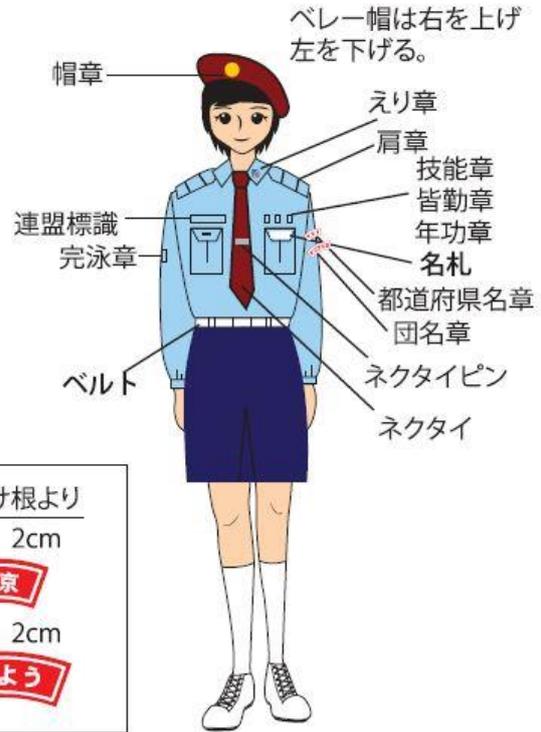
女子団員服装(冬用)



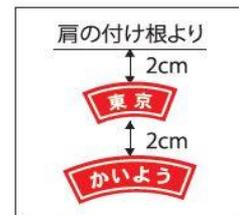
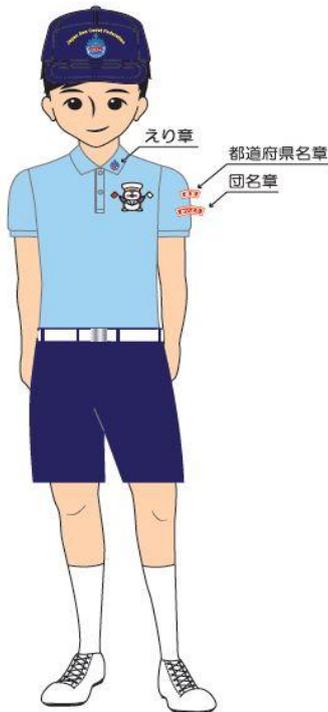
男子団員服装（初等級冬用）



女子団員服装（冬用）



ラッコ級・教育級（夏用）



日本海洋少年団連盟競技実施要綱

第1条 本連盟が主催して行う競技は、この要綱の定めるところによる。

第2条 競技の種類は、次のとおりとする。ただし、全国大会において実施する競技の種類及び種目は、開催地の単位団(以下「主管団」という。)と協議の上、本連盟が定め、大会の1年前迄に単位団及びその連合体に通知するものとする。

- イ 手旗競技(受信及び送受信)
- ロ カッター競技
- ハ 水泳競技
- ニ ロープワーク競技
- ホ オープン競技

第3条 競技への参加資格は、単位団単位を基本とする。ただし、単独では各競技に参加できない単位団にあつては、複数の単位団をもって合同団を編成し、競技に参加することができる。この場合、各参加競技の得点及び褒賞は、単独参加の単位団と同等とする。

第4条 各競技の運営にあたる競技委員は、参加する単位団及び合同団(以下「団」という。)の成人の指導者並びに各競技に関する部外適任者の中から主管団の団長が委嘱する。

各競技の委員長、審判長、その他の役員は、当該競技委員の互選による。

第5条 手旗競技中、受信競技は、次の方法による。

- (1) 送信は、無意味50字、有意味50字の2種とし、送信文は本連盟において作成する。
- (2) 送信者及びその補助員は、競技委員の中から競技委員長が指名する。
- (3) 競技方法

- イ 受信競技は、競技参加者全員が一堂に会して、一人の送信者の発する信号を同時に受信する。
- ロ 競技参加者は、指示されたとおり前後左右の間隔(空間1米以上)をくずさないよう迅速に位置につき、終了後も勝手に位置を離れることなく指示により行動する。
- ハ 競技委員は、競技参加者が迅速に定位置につくよう指導し、競技中は列内に立ち入らず、競技終了後は、速やかに受信用紙を集め、競技委員長に提出する。
- ニ 送信速度は、1分間約40字とし、無意味は5字毎に、有意味は区切りのよいところで区切り、約5秒間休むものとする。

送信者は、「試し」を終り本文に移る前は発動符(赤旗)を上げて待ち、開始合図の号笛により発動符(赤旗)を下げて送信を始める。

区切りには、送信者は発動符(赤旗)を上げて区切りを示し、号笛を鳴らして知らせる。約5秒経過後、次を送信するには、送信者は発動符(赤旗)をおろし、号笛を鳴らしてから送信を始める。

送信者は、送信を終了したら終信符を上げる。

- ホ 試し送信は、20字以内とし、必ず「試す」を令して行う。
- へ 受信用紙は、白紙でも罫線を入れてもよい。
- ト この競技には、数字、記号形象、卍、エは使わないこととする。ただし、濁点を除く。

(4) 採点方法

- イ 採点は、競技委員が行う。
- ロ 無意味、有意味を合せて100点満点とし、誤字、脱字、余剰の字は1字につき1点を減ずる。
- ハ 採点上疑義を生じたときは委員長が決める。

第6条 手旗競技中、送受信競技は、次の方法によるほか品位点を加味する。

- (1) 参加は、各団1チームとし、団員8名をもって編成する。
- (2) 送信は、無意味50字とし、送信文は本連盟において作成する。
- (3) 競技方法

- イ 各チームは、一縦隊（前後約10米間隔）に整列し、第一送信者以外は背面する。
- ロ 第一送信者は、送信文を受領し審判長の合図により後ろ向きとなり、団名又は番号を呼んで第一受信者に送信するが、その他の言語は一切使用してはならない。送信終了後は正面に向き低い姿勢となる。
- ハ 次の受信者に送信する場合も又同じ。
- ニ 最終受信者が受信を終了したら、受信用紙を速やかに審判長に提出する。
- ホ 送受信には必ず起信、応信、終信、解信等の形象を行う。

(4) 採点方法

- イ 成績は、競技得点と品位点の合計点とする。
- ロ 競技得点は100点満点とし、誤字、脱字、余剰の字は1字につき2点を減ずる。
- ハ 品位点は100点満点とし、原画、服装、基本動作について採点した競技委員の平均値とする。
- ニ 発動後15分経過して（受信用紙）が審判長に提出されないとき、若しくは第6条(3)の②に違反する発言のあったときは、失格とする。

(5) 採点基準

[原 画]

- イ 起信、応信、終信、解信などの形象を行わないものは10点減
- ロ 原画が乱れて正確でないものは5点減

[服 装]

- イ 制服、制帽を着用しないものは10点減
- ロ 服装が乱れているものは5点減

[基本動作]

- イ 集合、整列、番号の基本動作を行わないものは10点減
 - ロ 基本動作が緩慢で正しくないものは5点減
- なお、減点は1名でも該当する者があれば適用される。

(6) 褒 賞

イ 受信競技の満点合格者には、賞状及び手旗優等賞を、送受信競技満点の団には、賞状及び楯とメダルを授与する。

ロ 手旗総合優勝団には、賞状及び優勝旗（持ちまわり）を授与する。

第7条 カッター競技は、次の方法とする。

(1) 競技種目は、男子部及び女子部とする。

(2) 参加は、各団各種目それぞれ1チームとする。

(3) 乗艇定員は、艇指揮1名、艇長1名、艇員6名計8名とし、すべて団員をもって編成する。

(4) 艇員が男女混成であるチームは、男子チームとみなす。

(5) 使用カッターは、本連盟所定のものとし、とう漕距離は200米折返しの400米コースとする。

(6) 組合せは、実行委員会において決め、コースは競技前に抽選で決める。

(7) 競技中の規約信号

イ 発進準備……赤旗直立

ロ 発進用意……赤旗直立のまま号笛一声

ハ 発進……信号ピストル1発（又は号笛短声）同時に赤旗をふりおろす。

ニ 発進取消……信号ピストル2発（又は号笛連声）同時に赤旗を左右にふる。

ホ 浮標の回頭は、左回りとし、回頭標識旗を90度以上転倒せしめた艇は失格とする。

(9) 明らかに他艇のコースに入り、他艇を妨害した艇は失格とする。ただし、レース中に他艇からの妨害を受け、再レースの申し出があった場合は、審判長の判断により決定する。

なお、タイムについては、再レースのタイムとする。

(10) 競技艇守則

イ 艇指揮は、乗艇後速やかに「トグル」を握り艇を出発点に近づけ、発進準備の合図（赤旗直立）で「ロープ」をはり、「用意よし」の赤旗を上げる。なお、艇首を保つため1番、2番のオールを使用してもよい。ただし、スタートに当たり時間のかかりすぎる艇については、審判長の決断で失格も有り得る。

ロ 発進用意の合図（号笛長一声）で艇指揮は「用意」を令し、漕手に発進の用意をさせる。発進の合図（信号ピストル1発）で艇指揮は「前へ」を令するとともに「トグル」を放ち艇を進める。

(11) 競技は、タイムレースとし、決勝レースは行わない。

(12) 各種目の優勝団には賞状及びカップ（持ちまわり）をそれぞれ授与し、カッター総合優勝団には賞状及び優勝旗（持ちまわり）を授与する。

第8条 水泳競技は次の方法とする。

(1) この競技は、小、中、高校別に区別する。

(2) 競技種目は、次のとおりとする。

イ 小学生男子 50米自由型、50米平泳

- ロ 中学生男子 100米自由型、100米平泳
- ハ 高校生男子 100米自由型、100米平泳
- ニ 小学生女子 50米自由型、50米平泳
- ホ 中学生女子 50米自由型、50米平泳
- へ 高校生女子 50米自由型、50米平泳
- ト 200米自由型リレー（4名）は学年、性別を問わない。
- チ 200米メドレーリレー（4名）は学年、性別を問わない。

- (3) 参加選手は、リレー種目を除き、各種目各団1名とし、1種目に限る。
- (4) リレー種目は、各団自由型1チーム、メドレー1チームとし、第2号のイ～への選手は、そのいずれかに再出場することができる。
- (5) 競技は、すべてタイムレースとし、決勝レースは行わない。
- (6) この競技には、日本水泳連盟の規定を準用する。
- (7) 各種目上位3者には、賞状及び水泳優等章を授与し、水泳総合優勝団には、賞状及び優勝旗（持ちまわり）を授与する。

第9条 ロープワーク競技は、次の方法とする。

- (1) 競技種目は、個人及び団体とする。
- (2) 参加は、個人種目には各団の参加人数無制限とし、団体種目には各団1チーム、団員5名をもって編成する。
- (3) 競技の課題及び方法は、主管団と協議の上、本連盟が定める。
- (4) 褒賞

イ 個人種目の合格者には、賞状及びロープワーク優等章を、団体種目の優勝団には、賞状及び楯を授与する。

ロ ロープワーク総合優勝団には、賞状及び優勝カップ（持ちまわり）を授与する。

第10条 オープン競技の種目、競技方法及び褒賞は、主管団と協議の上、本連盟が定める。

第11条 全国大会において競技の結果、その成績最優秀の団（以下「総合優勝団」という。）

には、高円宮杯（持ちまわり）及び賞状並びに総合優勝旗（持ちまわり）を授与する。

2 総合優勝団の参加団員（各競技への参加の有無を問わない）には、高円宮杯記念章を授与する。

第12条 総合優勝団の決定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 総合優勝団は、手旗、カッター、水泳及びロープワークの4競技の得点総合計の多い団とする。ただし、同点のときはカッター競技の成績の上位の団とする。
- (2) 入賞は各競技共10位までとし、その得点は次のとおり。
 - 1位 15点、2位 12点、3位 10点、4位 8点、5位 6点、
 - 6位 5点、7位 4点、8位 3点、9位 2点、10位 1点
- (3) 各競技の得点の方法及び順位の設定は次のとおりとする。ただし、同点、同タイム、同順位は、同一位とし、次位を欠とする。

イ 手旗競技

受信競技は、満点者の多い団の順に、送受信競技は得点（第6条による。）の多

い団の順に、それぞれ6位まで下記の点を与え、その合計点の多い団の順とする。

1位 10点、2位 7点、3位 5点、4位 3点、5位 2点、6位 1点

ロ カッター競技

各種目の6位までの団に下記の点を与え、その合計点の多い団の順とする。

配点 手旗競技に同じ。

ハ 水泳競技

各種目の6位までの団に下記の点を与え、その合計点の多い団の順とする。

配点、手旗競技に同じ。

ニ ロープワーク競技

個人種目は、合格者の多い団の順に、団体種目は、タイムの速い団の順にそれぞれ6位まで下記の点を与え、その合計点の多い団の順とする。

配点、手旗競技に同じ。

附 則

- 1 この要綱は、昭和41年1月1日より施行する。
- 2 この要綱は、昭和43年6月1日改正これを施行する。
- 3 この要綱は、昭和49年5月9日改正これを施行する。
- 4 この要綱は、平成3年7月1日改正これを施行する。
- 5 この要綱は、平成12年4月1日改正これを施行する。
- 6 この要綱は、平成16年4月1日改正これを施行する。
- 7 この要綱は、平成17年4月1日改正これを施行する。
- 8 この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。